

市場の失敗と市場原理主義の失敗

前述したように、「市場原理主義」がその理論的・概念的必須条件とする「完全競争市場」は、理論的整合性に欠け、非現実的な抽象論の域を出るものではなく、「市場の失敗」(Market failure)がある限り現実的なそれとしては成立することはなく、したがって「完全競争市場」を必要条件とした市場原理の効率性もまた理論的にも実態としても存在立証が困難といえよう。「市場の失敗」は、さまざまな要因によって生起するが、その主要なものとして以下のような事態・可能性が想定できる¹。

まず、市場が機能不全に陥り、市場メカニズムによる資源配分がパレート最適(Pareto efficient, Pareto optimality, Pareto's optimization)を達成できない場合が想定できる。たとえば、価格メカニズムが調整機能を果たせなくなるケースで、具体的には、不完全競争による寡占・独占や自然独占²、価格の下方硬直性(非弾力化)、情報の非対象性³、費用逡減産業の存在(生産規模の拡大でコストが低下する場合の独占や寡占)、信用の暴走(過剰投機)などが認められることは歴史的事実としても容易に想定できる。また、財の性格上、たとえば、外部性(正の外部性による過少供給、負の外部性による過剰供給)、公共財(フリーライダーによる過少供給)、不確実性(リスク回避的な供給者による過少供給)などについて、それに対応した市場が存在しなくなる可能性も否定できない⁴。

さらに、市場メカニズムが効率的に資源配分を行った場合であっても、市場において解決され得

- 1 中村達也は、「市場の失敗」を3つの次元 市場機構の「本来的」欠陥、市場機構の「麻痺」、市場の「普遍性」の限界ないし過剰化、でとらえている。中村達也『市場経済の理論』日本評論社、1978年。
- 2 1980年代には、固定費用が埋没費用でさえなければ、自然独占だからといってつねに政府が参入規制や価格規制を行う必要がない、とする理論が登場した。この「ヒット・エンド・ラン戦略」が成立するためには、あるいは「コンテストビリティ市場」であるためには、固定費用が埋没しないことが重要な要因となる。コンテストビリティ市場の理論は規制緩和に大きな理論的な支柱を与えたが、この理論はいくつかの厳しい前提を置いており、これら前提が現実的ではないという指摘もある。
- 3 本城昇「情報の非対称と優越的地位の濫用規制—消費者取引の規制との関連の考察—」『公正取引』第507号。
- 4 「市場の失敗」については、さしあたり以下を参照されたい。柴田弘文・柴田愛子『公共経済学』東洋経済新報社、1988年、岸本哲也『公共経済学』[新版]有斐閣、1998年、岡敏弘『厚生経済学と環境政策』岩波書店、1997年、ロナルド・H・コース『企業・市場・法』宮沢健一他訳、東洋経済新報社、1992年。こうした「市場の失敗」については、わが国でもすでに高度成長期において体系的に論じられるようになっていた。熊谷尚夫『経済政策原理』岩波書店、1964年。

ない「分配の不公平」、貧困化、社会不安、格差などが生起することを指摘しなければならない。この点については、後に考察を加える。

独占ないし寡占とは、「市場に需要者または供給者が一人もしくは少数しかおらず、自らの需要量や供給量を変化させることで市場価格に影響を与えること、あるいは経済主体が恣意的に価格を操作できる状態のことをいうが¹、これは当然のことながら価格受容者を前提とする「完全競争市場」の必要条件に反している。価格の下方硬直性もまた、平成不況期のデフレ・スパイラル現象(全ての個別市場で価格が下落したわけではないか)などを除けば、不完全競争市場における管理価格がもたらす一般的な傾向的現象であるし、ある独占企業が、異なる市場において需要弾力性が異なるため、同一製品であっても市場ごとに異なる価格を設定する価格差別(price discrimination)もまた例外的な現象ではない。

一般に、工業化社会では「収穫逦減の法則」²が働いて複数の企業が市場を分け合い、自由競争が確保され、プライス・メカニズムも維持されるが、金融・情報・コンピューター・情報ネットワークなどが重要となるポスト工業化社会においては、追加的コストは逦減して「収穫逦増の原則」³が機能するようになるといわれている⁴。その結果、市場競争が「一人勝ち」、あるいは一部「勝ち組」の残存に終わる公算が高まり、企業間の収益格差、そして諸個人間の所得・資産格差が、際限なく高まることになる⁵。

公共財とは、公共の福利・福祉のために公的機関が提供する財・サービスのことで、国防・警察・交通・公衆衛生のような社会の基本的安定基盤要件についてのものと、各種社会保険・社会保障のようなセーフティ・ネットなどがある⁶。「外部性」とは、空気や日光や天水のように財・サービスの生産・流通・消費にどうしても必要な要素(経済)であるにもかかわらず、あるいは、各種環境汚染とか公共機関による廃棄物処理のようにどうしても排出してしまう(不経済)にもかかわらず、対価を支払わない要素のことで、殆どの経済活動は外部経済の“タダ乗り”と外部不経済の“タダ捨て”に依存しているのである⁷。完全競争市場では、需要曲線と限界費用曲線(供給曲線)の交点で均

1 平林英勝「私的独占の意義と立証」伊従寛・矢部丈太郎(編)『独占禁止法の理論と実務(現代法律実務解説講座)』青林書院、2000年。

2 「もう一単位を追加的に作るのに要する追加的コストが次第に増加する法則」、佐和隆光『資本主義の再定義』1995、p.47。

3 金子勝『反グローバリズム』岩波書店、1999、p.41。

4 1998年5月のダイムラー・ベンツとクライスラーのグローバル合併に見られるように、技術革新と環境問題の克服を目指して、ハイテク製造業やハイテク・サービス業界での巨大合併が目下進行中なのはこのためである。佐和隆光『漂流する資本主義』ダイヤモンド社、1999、pp.115-129。

5 佐和隆光『前掲書』1999、p.239。

6 公共財あるいは公共経済については、Buchanan, J. M., *The Limits of Liberty: Between Anarchy and Leviathan*, The University of Chicago Press, 1975、加藤寛監訳『自由の限界 人間と制度の経済学』秀潤社、1977年、Gilpin, R. G., *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press, 1987、佐藤誠三郎・竹内透監訳『世界システムの政治経済学』東洋経済新報社、1990年、井堀利宏『公共経済の理論』有斐閣、1997年。

7 西山俊彦「経済行為の成立根拠が『不完全競争』要因の独占に起因することの帰結 - 『社会的効率の平等』そして『持続可能な開発』の実現可能性に関連して - 」『経済社会学会年報』第19号、1997、pp.141-150。「持続可能な開発原理の二律背反性と普遍的秩序(平和)構築原理としての不可欠性」『平和研究』第21号、1996、pp.35-46。

衡価格が決まり、そのときの資源配分の状態が最も望ましいとされる。このときの限界費用曲線は、その経済主体が資源を用いることによって発生する費用を自分で負担をするという前提のもとに構築されている。ところが技術的外部性が存在すると、その経済主体が発生させる費用は、自己が負担する費用以外に他の経済主体に負担させる費用を発生させてしまう。このように、他の経済主体に負担させる費用を外部費用というが、自己が負担する限界費用のことを私的限界費用といい、これにこの外部費用を加えたものが社会的限界費用である。市場を放置し、市場メカニズムに任せておくと、市場は私的限界費用にもとづいて価格を決定することになり、本来の社会的限界費用が考慮されないために市場は「失敗」することになる¹。

このように、現実には生起する経済活動・現象は、「完全競争市場」モデルに逆行する「市場の失敗」の原因を内包するものであるだけでなく、ポスト工業化社会や地球環境問題の深刻化などともなっています。かかる現実には直面してみれば、また、後に触れる格差とか貧困化、個別化なども念頭におけば、「自由放任」の歴史的後進性は明らかではなからうか。「自由放任」の反意語としての「社会規制」が、社会の進歩・発展を阻害すること、国家機構の行動は必ずしも合理的なものではないこと、消費者余剰と生産者余剰を合わせて社会的な便益を最大にする形で理想的に政府が行動しているとは限らないこと、アローの不可能性定理(Arrow's impossibility theorem)²(推移性、パレート性、独立性、非独裁の4つを同時に満たすルールは存在しないという定理)に一定の現実性があることなど(「政府の失敗」「政府の限界」)を指摘できるが、逆に、社会発展・安定化のための必要手段として措置されることがあることを看過してはならないであろう³。

不完全で不公正な競争への規制、競争の結果としての格差・社会分解への規制、公共財とか外部経済への配慮などは、少なくとも社会的規制の積極的で有意な存在意義を明瞭にしている。「市場の失敗」というノイズへの規制や関与は、その限りにおいて社会的に有用であるし、その欠如は社会の後進・不安定化をもたらすといえよう⁴。

「市場原理主義」に付帯する過度な抽象性、「市場の失敗」に加えて、経済的諸活動の結果の帰責性、分配の問題についても触れなければならない⁵。「市場原理主義」の基礎には、近代市民社会に自由と

1 具体例としては、宇沢弘文『自動車の社会的費用』岩波新書、1974年が便利。

2 Kenneth Arrow, Social Choice and Individual Values, ケネス・J・アロー『社会的選択と個人的評価』長名寛明訳、日本経済新聞社、1977年、佐伯胖『きめ方の論理 社会的決定理論への招待』東京大学出版会、1980年、松井知己「Arrowの一般可能性定理の証明の解説」『オペレーションズ・リサーチ』46号、2001年、pp.93-97。

3 青木昌彦ほか編著『市場の役割、国家の役割』東洋経済新報社、1999年を参照されたい。

4 佐和隆光は指摘する。「効率をひたすら追求する市場機構のふるう『暴力』がもたらす災禍の事例としては、極度の貧富の格差、短期資本の頻繁な流出入による資本市場の攪乱、公的教育・医療の荒廃、資産価格の暴騰・暴落の結果としての金融危機などが挙げられる。自然環境・地球環境の破壊もまた『市場の暴力』の一つに数えてしかるべきだろう。」(佐和隆光『前掲書』、1999、pp.228-229)。

結局のところ、「市場原理主義」の「効率性」の主張は、「単純で御都合主義のイデオロギー」であって、これに世界経済の管理を託せるのは、無責任極まりない、と榊原英資は結論づけている。「多くの経済学者や実務家の間には、問題の解決は市場の機能に任せるべきだという、自由放任主義的な考えがまだ広く浸透しているのが現状です。私は、これを九〇年代の『イデオロギー』と呼んでおります。… 私たちは、これほど単純で御都合主義のイデオロギーを信じて、世界経済の管理を“完全”な市場の機能に任せてしまっているのでしょうか？」(榊原英資『市場原理の終焉』PHP研究所、1999、p.193)。

5 伊藤光晴は、次のように指摘している。「こうして効率上の適正さが確保された場合でも、それによってもたら

と公正を保証すると見なされてきた財の排他的私的所有制度と、何人も第三者から不法に介入されることなく自己の意思にもとづいて自由に契約できるという契約自由との原則がある。私的所有権は、「資本主義社会の法的基礎」¹とも「近代国家法の究極原理」²ともいわれているが、その実態は財がもたらす既得権益の排他的占有であり、それを前提とした自由とか公正さとは、おのずから制約を付帯したものであり、歴史的にも有限である。私的所有と相続という前提条件のもとでの競争は、均等で等価な条件のもとでの「自由な競争」と同義ではない³。強く支配的な者と弱く従属的な者との競争もまた、現代社会にあっては契約自由の名のもとに「公平な競争」であるという近代市民社会の論理をその根底において否定することはないものの、現代社会はそうした「見せかけの公平」さを是正するために、私的所有権や契約自由などに一定の制約を加えてきたし、民主主義的な意思決定原則は、そうした制約を議会制民主主義に立脚する政府に委ねてきたのである。

現代社会は、ある意味で社会的不条理からの解放、社会的不条理との闘いをもって特徴づけることができる。市井三郎は、「各人は、自分の責任の問われる必要のないことから負わされる苦痛(不定理)から自由にされなければならない」⁴という原則を「歴史の進歩」の基準とし、J.ガルトゥングは「自己の責任に起因しない」「社会構造に由来する」ネガティブな拘束要因である「構造的暴力」(Structural Violence)⁵からの解放を積極的平和⁶の基準とした。今、一人当たり GNP 世界平均(1997年)が、5,130 ドル、平均余命(1996年)が男 65 年、女 69 年、成人非識字率(1995年)が男 21%、女 38%であるのに対し、モザンビークの一人当たり GNP は 90 ドル、平均余命が男 44 年、女 46 年、成人非識字率が男 42%、女 77%である⁷。したがって、モザンビークに生を享けた個々人には「構造的暴力」が認められるといわざるを得ない。「社会構造に由来し」、「個々人に起因しない」、「所与(与えられたもの)」には倫理主体としての権利義務関係は成立しないので、個々人に責任はあり得ず、責任のない負の遺産からは解放されねばならないということになる。

ところが、社会的「所与」には不条理な正の遺産もある。たとえば、日本の一人当たり GNP は 37,850 ドル、平均余命は男 77 年、女 83 年、成人非識字率は男女とも 0%であるが、これらはたまたま日本に生を享けたことに由来する「所与」であって、所与には倫理主体としての権利義務関係は

された経済状態が、分配上適正であるかどうかは、また別問題であって、分配問題は… 修正を行わざるを得ないものである」と。伊東光晴「日本の都市問題と現代資本主義」、伊東光晴他編『現代都市政策』岩波書店、1972、35-60、p.36。

1 渡辺洋三『財産権論』一粒社、1985、pp.8、35、50。

2 川島武宣『所有権法の理論』岩波書店、1949、p.40。

3 さしあたり、森際康友・桂木隆夫編『人間的秩序～法における個と普遍～』木鐸社、1987年、加藤雅信著『「所有権」の誕生』三省堂、2001年を参照されたい。

4 市井三郎『歴史の進歩とはなにか』岩波書店、1971、pp.208、140 他。

5 J.Galtung“ Violence, Peace and Peace Research. ” Journal of Peace Research. No.3, 1969, pp.167-191. 高柳先 男他訳『構造暴力と平和』中央大学出版部、1991、pp.1-66。

6 ガルトゥングは「構造的暴力」からの解放をもって、「消極的平和」に対する、「積極的平和」の実現と見なし諸学諸賢も鸚鵡返しに反復しているが、この矛盾については、西山俊彦「構造的暴力と平和構築の課題 - 積極的平和と消極的平和の差異を踏まえて - 」『英知大学キリスト教文化研究所紀要』第 15 巻第 1 号、2000、pp.27-42、を参照されたい。

7 世界銀行『世界開発報告 1998/99』東洋経済新報社、1999。

ないところから、個々人には権原¹(Berechtigungsgrund)も権利も発生しないことになる。所有関係とは一種の権原関係であり、ある正当性のルールにもとづいて連鎖的關係をもつ。ある人の所有物に対する交換権原集合の中に、十分な食料を含む財の組み合わせが選択可能なものとして一つも含まれていない場合、その人は飢餓にさらされる。したがって、飢餓は権原によって決まるものであって、食糧がどれだけあるかによって決まるものではないといえよう。

さらにまた、「所与」には「社会的レベル」のそれだけでなく「個人レベル」のそれも存在する。人は誰しも、特定の両親、家族、性別、財産、国籍、人種、文化等々のもとに生み落とされる。仮に、これらの「所与」が社会レベルのものだといわれたら、健康、体格、性格、容姿、才能、能力、資質等は個々人レベルのものであるといえよう。どちらのレベルの「所与」も「所与」であって、そこには何の功罪も介入せず、したがってまた、何の権利も責任も発生しないはずなのに、不利な所与には責任を負わせる反面、有利な所与には権利を全面的に認める近代市民社会とは、もはや、理性と啓蒙、自由と公正とは無縁のものといわねばならない。

加えて、しばしば企業利益と社会利益や社会倫理と一致しないような状況に直面することがある。企業は、社会利益や社会倫理を捨象ないし軽視して、企業利益を優先する。それは、社会にとっては不利益で不正であるが、企業にとっては合理的な行動なのである。このような合理的な不正あるいは合理的な非効率²が、多発する企業不祥事の本質であると思われる²。限定合理的な人間は、社会的に不条理ではあっても、功利的に自己利害を追求することがある。そのために、市場取引する場合、駆け引きが起こり、この取引上の無駄つまり「取引コスト」が発生する。そして、この取引コストを節約するために、市場取引に代わって組織的取引が制度として発生する³。もっとも、取引コストを削減する効率的制度を形成して発展している経済もあるが、取引コストを削減する制度を形成できずに停滞している経済もある⁴。したがって、人間の限定合理性と取引コストは、経済や組織を進化させるだけでなく、逆に経済や組織を不条理に導いて淘汰させる原因ともなる⁵。

いずれにせよ、「市場メカニズム」の最適性の基準である「パレート最適」は、「私的所有権」によって保証される「既存の配分制度」には、それがいかに不条理でも、言及されるものではないことを再確認しておかねばならない。「他人の福利をいささかなりとも低下させることなしに、誰彼の福利を増進させることができない状態のことを『パレート最適』という。…『完全競争はパレート最適

¹ 権原は、賦存物集合(endowment set)～個人が合法的に所有する有形、無形のすべての財の組み合わせと、エンタイルメント写像(entitlement mapping)～賦存物集合を用い、交換・生産・移転といった合法的行為によって新たに入手可能ないかなる財の組み合わせすべての集合を特定する関数の2要素で構成される。アマルティア・セン著『貧困と飢餓』黒崎卓・山崎幸治訳、岩波書店、2000年、第1章を参照。

² 菊澤研宗『組織の不条理』ダイヤモンド社、2000年、菊澤研宗「組織の不条理：限定合理性からのアプローチ」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス・レビュー』2001年6月号、131-13頁。

³ Williamson, O., Market and Hierarchies, New York, Free Press, 1975, 浅沼万里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社、1980年。

⁴ ダグラス・C・ノース『制度・制度変化・経済成果』竹下公視訳、晃洋書房、1994年。

⁵ すでに以前から、取引コストが非効率な制度を合理的に維持するだけでなく、取引コストが組織を非効率に導

くことを理論的に説明していたのは、ロナルド・H・コース(Ronald Harry Coase)であった。ロナルド・H・コース『企業・市場・法』宮沢健一・藤垣芳文・後藤晃訳、東洋経済新報社、1992年。

をもたらし、また逆に、任意のパレート最適な状態は完全競争によって達成される』という命題を『厚生経済学の基本定理』という。そして同じことを『(私的所有制を不問に付した)完全競争市場は効率的である』といいかえるのである¹。

¹ 佐和隆光『資本主義の再定義』岩波書店、1995、pp.73-74。